

東郷ダム管理設備点検業務委託仕様書

- 1 業務名称 東郷ダム管理設備点検業務委託
- 2 業務場所 鳥取県東伯郡湯梨浜町別所地先 東郷ダム管理事務所ほか
- 3 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 4 提出図書
 - (1) 受注者は契約後すみやかに次の図書を甲に提出するものとする。
 - ア 工程表
 - イ 現場代理人選任通知書
 - ウ 主任技術者選任通知書イ、ウは兼ねることが出来る。なお提出部数は2部とする。
 - (2) 受注者は年度の点検が完了したときには次の成果品を提出するものとする。
 - ア 報告書 A4版とし、1部ごとに写真を貼付し2部提出のこと。
 - (3) 受注者は年度の業務完了後には業務完了通知書を提出すること。
- 5 点検内容
 - (1) 一般事項
 - ア 一般事項

本委託業務は本仕様書に基づくほか、下記規格及び基準に適合すること。
受注者は下記点検対象設備（以下「設備」という。）の機能保全のため技術者等を派遣し、業務等（個別及び臨時点検）を行うものとする。（臨時点検（設備障害）時には速やかに対応できるよう出来る限り代替機等を確保しておくこと。）
なお、本仕様書に示されていない事項であっても設備の機能上必要と認められる軽微な点検は、受注者の負担において実施するものとする。
 - イ 規格及び基準
 - (ア) 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）及び同点検基準（国土交通省）
 - (イ) 日本工業規格（J I S）
 - (ウ) 電気設備技術基準
 - (エ) 日本電気機械工業会標準規格（E I A J）
 - (オ) 電波法及び関係法例
 - (カ) 東郷ダム操作規則・細則
 - (キ) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
 - (ク) その他関係法令・規格・基準等
 - (2) 特記事項
 - ア 点検対象設備（詳細は「点検設備一覧表」による。）
 - (ア) ダム管理用制御処理設備
 - (イ) 堤体観測設備
 - (ウ) 気象観測設備
 - (エ) 地震観測設備
 - (オ) 水位観測設備
 - (カ) C C T V設備
 - (キ) 電源設備
 - (ク) テレメータ・放流警報設備

イ 機器の操作

本委託業務の遂行にあたり機器の操作は責任を持って行うこと。なお、操作は監督員の立会いにより実施するものとする。

ウ 点検の期間

個別点検の日程は事前に監督員と協議して決定すること。

点検の実施にあたっては事前に綿密な工程打合せを行い、気象状況に注意し、洪水等が予想される場合は点検を中止し、機器が使用可能な状態に復旧するとともに点検を延期すること。

エ 報告書の提出及び検査

上記期間の点検が完了したときには報告書を2部提出すること。また、年度の業務完了後には業務完了通知書を提出し検査を受けること。

オ 臨機の処置

点検中に災害又は事故が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を発注者に報告すること。

カ 養生及び後片付け

点検を行う上で、既存部分を汚染又は損傷するおそれがある場合は、適切な方法で養生を行うこと。また、点検完了後には、作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

なお、受注者の責めにより既存部分を汚染又は損傷した場合は、既成に習い補修をすること。第三者に損害を与えた場合は賠償を行うこと。

6 委託料の支払

委託料の支払は前号の検査に合格した後、支払うものとする。

7 その他

本仕様書に疑義を生じた場合は監督員と協議するものとする。